

生徒に対する「わいせつな行為」の根絶に対するルール

長野工業高等学校

- ① 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- ② 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - ・ドアの小窓にポスター等の掲示物は貼らず、外から誰も見えないようにする。
 - ・ドアの小窓の設置等が難しい室は、室管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況等を確認する。
 - ・部屋を一人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や教務室等での保管をする。
- ③ 私的な電話、メール、SNS 等によるやり取りはしない。
- ④ 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- ⑤ 教育目的外はもちろん教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- ⑥ 教育目的以外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- ⑦ わいせつ行為が疑われることはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、下記通報相談窓口へ連絡をする。

通報相談窓口

子ども支援センター

子ども専用ダイヤル 0800-800-8035(無料)

大人用ダイヤル 026-225-9330

【月曜日～土曜日 10:00～18:00(日曜日・祝日・年末年始は休み)】

メールアドレス kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

学校生活相談センター

子ども・大人共通

電話番号

0120-0-78310「なやみいおう」(無料)24時間受付

メールアドレス

gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp